

第1回 函館市市民後見推進検討委員会

日時 平成25年12月26日(木)
午後6時30分から
場所 函館市総合保健センター
2階 健康教育室

会議次第

- 1 開会
- 2 挨拶 函館市保健福祉部次長 藤田 公美
- 3 委員および事務局職員の紹介
- 4 委員長および副委員長の選出
- 5 議事
 - (1) 検討委員会設置の背景と函館市の現状
 - (2) 検討委員会における検討事項
 - (3) 今後の予定について
 - (4) 先進地調査について
 - (5) その他
- 6 閉会

函館市市民後見推進検討委員会 委員名簿

(設置要綱第3条, 第4条関係)

区分	所属および役職名	氏名
学識経験者	北海道教育大学函館校 教授	いわさき きよし 岩崎 清
司法関係者	函館弁護士会 高齢者・障がい者支援委員会委員長	ひらい きいち 平井 喜一
	函館司法書士会 リーガルサポート副支部長	こながい あきら 小長井 朗
高齢者福祉関係者	函館市地域包括支援センター連絡協議会 会員	はせやま てつぺい 長谷山 哲平
	函館市居宅介護支援事業所連絡協議会 幹事	ところ てるみ 所 輝美
知的障がい者および精神障がい者福祉関係者	函館地域障害者自立支援協議会 会長	おがた えいぞう 尾形 永造
	障害者生活支援センターぱすてる 所長	かわむら よしぞう 河村 吉造
	社会福祉法人函館恭北会函館地域生活支援 センター 所長	すずき たかひろ 鈴木 崇宏
地域福祉・医療関係者	社会福祉法人函館市社会福祉協議会 事業部事業課主査	みくに ふみこ 三國 富美子
	函館市民生児童委員連合会 副会長	ただ そごん 多田 祖三
	公益社団法人北海道社会福祉士会 理事 ぱあとなあ運営委員	ゆあき わたる 湯浅 弥
	北海道医療ソーシャルワーカー協会	
家族会	函館認知症の人を支える会 会長	さとう ゆうこ 佐藤 悠子
	NPO法人函館手をつなぐ親の会 監事	かんなり えみこ 金成 恵美子
	函館精神障害者家族会愛泉会 相談役	あんじ ひろこ 安司 悠子

函館市市民後見推進検討委員会 事務局名簿

所 属	職 名	氏 名
保健福祉部 高齢福祉課	課 長	なりさわ としや 成澤 俊也
	主 査 (介護予防・認知症担当)	くろだ はぐみ 黒田 育生
	主 任	てづか かっこ 手塚 加津子
	主任技師	まつもと えり 松本 英里
	主 査 (高齢者・介護総合相談窓口)	つかもと てつじ 塚本 哲路
	主任主事	たながみ だいすけ 棚上 大輔
保健福祉部 障がい保健福祉課	課 長	なべしま やすふみ 鍋島 康文
	主 査 (相談支援担当)	いど ひろし 井戸 浩嗣
	主事2級	だいしま あやの 代嶋 亜耶乃
	参事3級 (精神保健)	あもう えつこ 天羽 悦子
	主 査 (精神保健担当)	さかい くにみ 境 国巳
	〃	いwashima たかひさ 岩島 貴寿
保健福祉部 亀田福祉課	課 長	たに こうじ 谷 孝嗣
	主 査 (相談窓口)	さかの まきこ 坂野 真規子
	主任主事	いとう あつし 伊東 篤

議 事

(1) 検討委員会設置の背景と函館市の現状

① 老人福祉法の改正（第32条の2の新設）

老人福祉法第32条の2（平成24年4月施行）

「市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

② 障がい者に係る法改正等

知的障害者福祉法第28条の2（平成25年4月施行）

「市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

障害者総合支援法第77条第1項第5号（平成25年4月施行）

「市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。」

1～4（略）

「5 障害者に係る民法（明治29年法律第89号）に規定する後見、補佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業」

③函館市の現状

(ア) 老年人口および要介護・要支援認定者数

総人口	老年人口 (65歳～)	割合	認定者数
274,712人	81,403人	29.6%	17,803人

(平成25年11月末現在)

(イ) 知的障がい者数ならびに精神障がい者数

知的障がい児・者			精神障がい者			
重度	中・軽度	合計	1級	2級	3級	合計
1,005人	1,462人	2,467人	207人	1,445人	573人	2,225人

(平成25年4月1日現在)

(ウ) 市長申立ての状況 (件数)

年度	認知症高齢者	知的障がい者	精神障がい者	合計	後見人等の職種			
					弁護士	司法書士	社会福祉士	その他
22	1	0	1	2	1		1	
23	2	0	0	2			1	1
24	4	0	4	8	2	2	2	2

(エ) 函館家庭裁判所本庁管内後見等開始事件の申立件数の推移

() 内は市町村長申立ての内数

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
合計		91(2)	96(6)	70(4)	74(4)	106(9)
(内訳)	後見	69(2)	65(5)	54(4)	53(3)	86(8)
	保佐	10(0)	23(1)	13(0)	18(1)	13(1)
	補助	12(0)	8(0)	3(0)	3(0)	7(0)

※平成25年度家事関係機関との連絡協議会資料より

(2) 検討委員会における検討事項

市民後見推進に向けたプロセス ～道の研修事業に参加する場合～

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課

検討会の設置

〈構成メンバー〉

弁護士、司法書士、社会福祉士、介護・福祉事務所、社協、学識経験者、地域包括C等

※後見実施機関を近隣市町村と共同で設置する場合は、検討会も共同設置する事が考えられる。

研修に向けての検討

〈検討事項〉

1. 広報、募集の方法
2. 市民後見人像
3. 研修対象者の要件
4. 開催場所、開催日(道と協議)
5. 後見ニーズの事前調査の実施の有無

研修の実施

研修の広報

○公募 申込

研修[40～50時間]

(道事業)

市民後見人の登録

後見実施機関の設置に向けての検討

〈検討事項〉

1. 後見ニーズの把握方法
2. 後見実施機関の運営方法
3. 後見実施機関の業務内容
4. 後見実施機関の人員体制
5. 後見実施機関の運営費用、財源等
6. 後見報酬

※詳細は別紙

ニーズ調査の実施等

実施機関の設置(委託)
+ 運営協議会の設置

市民後見人の活動支援

市民後見人の後見活動の開始

運営協議会へのスライド

研修に向けての検討事項

1. 広報、募集の方法
2. 市民後見人像
 - ・ どのような人が市民後見人として望ましいか
3. 研修対象者の要件(年齢、住所等)
4. 開催場所、開催日(道と協議)
5. 後見ニーズの事前調査の実施の有無
 - ・ 市民後見人による後見が必要な人がどのくらいいるか等

後見実施機関の設置に向けての検討事項

1. 成年後見ニーズの把握方法
 - ・ 対象者の把握のための主な情報把握、情報収集方法のルート
 - ・ 対象者台帳作成の必要性の有無
2. 後見実施機関の運営方法
 - ・ 直営、委託・補助等にするか、委託等であれば、委託先の選定
 - ・ 後見受任形態を法人後見とするか、個人後見とするか
 - ・ 親族後見、任意後見等のサポート(相談、書類作成支援等)の実施の有無
 - ・ 日常生活自立支援事業との関係の整理
3. 後見実施機関の業務内容
 - ・ 「後見を要する者に係る相談対応」「本人・親族等の調査」「申立を行うかの審査」「申立手続」「後見受任事案のモニタリング」「市民後見人の相談対応」「後見実施機関運営協議会の事務局」「研修など後見人材育成」「人材バンク機能」について、どの部分を後見実施機関が担い、市町村が担うのか
 - ・ 上記の業務について、業務手順の整理
4. 後見実施機関の人員体制
 - ・ 業務量の見込み
5. 後見実施機関の運営費用、財源等
 - ・ 市民後見推進事業(国モデル事業)、地域支援事業を活用
 - ・ 市民後見人のボランティア保険加入の有無
6. 後見報酬
 - ・ 後見報酬付与申立を行うか
 - ・ 市民後見人に対する謝金を支払うか

(3) 今後の予定について

事業スケジュール

	平成25年度				平成26年度	平成27年度
	12月	1月	2月	3月		
市民後見 推進事業	←→ ・第1回委員会		←→ ・第2回委員会		(予定) ・国庫補助 ・養成研修(道事業) ・検討委員会(2回) ・パンフレット配布	(予定) ・国庫補助 ・後見センター設置 ・市民後見活動 ・運営協議会設置
			←→ ・先進地調査(東京都, 小樽市)			
			←→ ・第3回委員会			

(4) 先進地調査について

①平成26年1月22日(水)～24日(金) 予定 東京都(2泊3日)

②平成26年2月3日(月)～4日(火) 予定 小樽市(1泊2日)

③各派遣人数 委員3名 事務局2名 程度

※参加希望の方は、1月7日(火)までに下記事務局へお知らせください。

(5) その他

○第2回 検討委員会 平成26年2月28日(金) 予定

○第3回 検討委員会 平成26年3月25日(水) 予定

事務局連絡先

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

函館市保健福祉部高齢福祉課

介護予防・認知症担当(手塚)

TEL(0138)21-3081

FAX(0138)26-5936

函館市市民後見推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における市民後見人の養成および活動の推進に関し、必要な事項を検討するため、函館市市民後見推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 市民後見制度のあり方に関すること。
- (2) 市民後見人の養成に関すること。
- (3) 市民後見人の適正な活動のための支援体制の構築に関すること。
- (4) その他市民後見推進に関し必要な事項

(委員および任期)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 高齢者福祉関係者
- (4) 知的障がい者および精神障がい者福祉関係者
- (5) 地域福祉・医療関係者
- (6) 認知症高齢者および知的障がい者ならびに精神障がい者の家族会関係者

2 委員の任期は、所掌事項にかかわる協議が終了するまでとする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名した委員とする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、

その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部高齢福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月27日から施行する。